

少年法の適用年齢下げの是非をめぐる議論

——犯罪被害者等への配慮の視点を中心に——

奥村正雄

- I 問題の所在
- II 現行少年法改正の経緯
 - 1 二〇一七年改正問題の背景
 - 2 少年法の手続と運用
 - 3 従来の改正と被害者等への配慮
- III 少年法の適用年齢下げの是非
 - 1 適用年齢下げ論の歴史
 - 2 賛成論と反対論の論拠
 - 3 適用年齢下げの賛否両論の検討
- IV 今後の課題

少年法の適用年齢下げの是非をめぐる議論

同志社法学 六九巻七号

八三三 (二八六一)

I 問題の所在

現行少年法は、一九四八年に成立し、施行後五〇年余りの間改正されることはなかったが、二一世紀に入ってから、二〇〇〇年、二〇〇七年、二〇〇八年、二〇一四年と相次いで四回改正された。そして二〇一七年には、少年法の適用年齢の引下げの是非が改正論議の俎上に載り、法制審議会での検討課題となつてゐる。^{*}問題は、同法の適用年齢が一八歳未満に引下げられると、現行法上一八歳と一九歳の未成年者が「成人」として刑事処分の対象となりうるが、いまだ人格形成が未成熟な同年齢層の若年者に対する刑事手続適用や刑事政策的措置は成人に対する場合と同様であつてもよいのか、それとも、引下げを行わず、少年法の「少年の健全育成」の理念を維持し、教育的・福祉的処遇により更生・社会復帰を目指すかにある。

少年法の適用年齢の引下げの是非が問題とされる直接の契機は、投票権・選挙権が二〇歳以上から一八歳以上に引下げられたことにある。二〇一〇年に日本国憲法第九六条に定める日本国憲法の改正手続を内容とする「日本国憲法の改正手続に関する法律」が制定され、投票権の年齢が満一八歳以上と規定された(三条)。その後、二〇一四年に同法附則(平成二六年六月二〇日法律第七五号)が、国民投票の投票権年齢と選挙権年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法と民法その他法令の規定について検討を加え必要な法制上の措置を加えるよう要求した。これを受けて、二〇一五年六月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、選挙権の年齢が従来^の満二〇歳以上から一八歳以上に引き下げられた。さらに同法の附則一一条は、民法及び少年法その他法令の規定についても、検討の上、必要な法制上の措置を講ずるよう定めている。これに従い、法務省は、民法の成年年齢について二〇歳から一八歳へ引き下げる改正法案を国会に提出し、二〇二〇年から成年年齢が一八歳に改正される予定である。民法上の年齢の引下げについては、日弁連等か

ら慎重論も出されたが、それほど大きな抵抗はなく改正法案が作成された。

これに対して、少年法の適用年齢の引下げについては、賛成論と反対論とが真つ向から対立関係にあるなか、二〇一七年二月、法務大臣の諮問により、法制審議会に「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」が設置され、同年三月から審議が始まった。^① 本稿執筆の同年八月現在、同年七月二七日開催の第五回会議^②においては、論点整理が行われ、三分科会に分かれて議論し検討することが決められた。

ところで、わが国では、犯罪被害者やその家族・遺族（以下、「被害者等」という。）の権利利益の擁護の問題について、一九八〇年一月一日施行の犯罪被害者等給付金支給法（以下、「犯給法」という。）により、通り魔事件など故意の殺傷事件等の被害者等で、損害賠償請求民事訴訟を起こしても、犯人の資力不足等の理由で賠償が得られず泣き寝入りを余儀なくされる気の毒な被害者等に対して、国が補償金を給付することにより被害者等の立ち直りに役立てる画期的な経済的支援策が講じられた。その後こうした①経済的支援策に加えて、一九九〇年代後半から、②二次被害対策や情報提供等の精神的・实际的支援、③意見陳述等の刑事手続上の権利・利益の擁護に向けた法整備が図られるようになった。二〇〇〇年に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下、「犯罪被害者保護法」という。）」が成立し、公判手続の傍聴、公判記録の閲覧・謄写等が認められるとともに、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（以下、「刑事訴訟等改正法」という。）」が成立し、ビデオリンク方式の証人尋問等の規定が新設された。被害者等への配慮の観点から二〇〇〇年に少年法も改正対象となり、少年審判手続に関して、被害者等による記録の閲覧・謄写（少五条の二）、被害者等の申し出による意見聴取（少九条の二）、審判結果等の通知（少三一条の二）等が新たに導入された。そして、二〇〇四年に制定された犯罪被害者等基本法（以下、「基本法」という。）と、基本法を受けて被害者施策の具体的内容について二〇〇五年に策定された犯罪被害者等基本計画（以下、「基本計画」と

いう。⁽³⁾ によって、以上の①、②及び③の三位一体といふべき被害者支援施策は、国、地方自治体、国民の責務となつた(基四条〜六条)。従来、警察・検察・裁判所は、被疑者・被告人対国家という二当事者を前提とする刑事訴訟手続の構造においては、被害者は「事件の当事者」であつても「刑事手続の当事者」ではないため単なる証拠の一つにすぎないと位置づけていた。刑事手続において、被害者等はまさに「忘れられた存在」(forgotten person)だったのである。しかし、一九九九年の犯罪捜査規範の改正を契機として、刑事手続において被害者等の心情を理解しその人格を尊重することなど二次被害防止に向けた種々の対策が講じられ(二〇条の二〜一四条)、被害者等の権利・利益の擁護に向けた法改正や立法が相次ぎ、第一次基本計画策定後、現行の刑事訴訟構造を前提としつつ、被害者等が被告人質問や証人尋問を裁判官の裁量により可能にする被害者参加制度が導入されるなど改革に拍車がかかった。基本計画は、五年ごとに見直しが行われるが、二〇一一年に第二次犯罪被害者等基本計画が策定され、被害者支援施策は大きく進展した。さらに、二〇一六年から第三次犯罪被害者等基本計画が策定され、⁽⁵⁾ 刑事司法機関だけではなく、関係各機関にも犯罪被害者支援施策の充実を求めている。

このように、こんにち、刑事司法制度や法整備の在り方を探求する場合、被害者等の権利利益の擁護について配慮することが常に求められる。これまでの少年法改正のうち、二〇〇七年改正を除く三つは、被害者等の権利利益の配慮が改正の一要素となっている。では、二〇一七年改正問題はどうか。問題は、少年法の適用年齢の引下げに伴い一八歳及び一九歳の年長少年に対する保護処分が適用されなくなることは被害者等の権利利益の擁護に繋がるのかにある。法制審議会の第五回会議で提出された資料二四の論点表⁽⁶⁾には、「選挙権を有し、民法上も成年である者が罪を犯したとき、刑事処分ではなく保護処分に付すこと、軽減された刑を科すこと、推知報道を禁止すること等は、犯罪被害者・国民の理解を得られるか。」との問いかけがあるだけで、少年法の適用年齢引下げ問題は、被害者等の権利利益擁護の視点か

ら浮上したわけではない。しかし、犯罪を行った若年者の社会復帰や再犯防止という刑事政策的視点は、被害者等の立ち直り及び(再)被害防止目的等の基本法との相関関係が大きい。

以下では、被害者等の権利利益の擁護という被害者への配慮の視点から、少年法の適用年齢引下げの是非に関する議論を中心に検討する。犯罪者処遇関係の各論点は、それぞれ大きな問題であるため、若干の言及に止め、詳細は別稿を期したい。

※ 瀬川晃先生は二〇〇〇年改正以降の法制審議会委員として少年法改正問題の解決に情熱を注いで来られ、多くの論稿を発表しておられる。瀬川晃少年審判と被害者の地位」ジュリスト一一五二号(一九九九年)九四頁以下、同「少年犯罪の変容と改正少年法」国際公共政策研究六卷二号(二〇〇二年)六八頁以下、同「刑事政策の視点からみた刑事法の現在と課題」刑事法ジャーナル一号(二〇〇五年)一八頁以下、同「少年法改正と保護処分の見直し」『鈴木茂嗣先生生日祝賀論文集(上)』(成文堂、二〇〇七年)六七三頁以下等。

(1) 筆者は、同審議会の委員として参加しているが、本稿執筆の二九一七年八月段階では、結論に至るような実質的な議論はなされていない段階であり、私見は審議会の議論を反映させて展開したものではない。

(2) http://www.moj.go.jp/keiji/keiji14_00109.html

(3) 奥村正雄「犯罪被害者等基本計画の重点課題について」ジュリスト一三五一号(二〇〇八年)一八一―二七頁参照。

(4) 奥村正雄「第二次犯罪被害者等基本計画の意義と課題」ジュリスト一四二四号(二〇一二年)二一七頁参照。

(5) 椎橋隆幸「第三次犯罪被害者等基本計画について」罪と罰五三巻四号(二〇一六年)三八―四四頁参照。

(6) <http://www.moj.go.jp/content/001230474.pdf>

(7) 少年法改正と被害者等の権利利益の擁護との関連について検討したものと、大谷通高「少年法改正をめぐる犯罪被害者遺族の言明」Core Ethics Vol.4(二〇〇八年)三九五頁以下、奥村正雄「少年法の改正と犯罪被害者等の権利利益の保護」青少年問題六三四号(二〇〇九年)二〇頁以下、岩佐嘉彦「少年法における被害者支援のありかた」青少年問題六三四号(二〇〇九年)二六頁、川出敏裕『少年法』(有斐閣、二〇一五年)三六一頁以下等。

II 現行少年法改正の経緯

1 二〇一七年改正問題の背景

成年年齢の線引き問題は、成長過程にある二〇歳前後の若年者に対して、どのような処分・処遇を行うことが若年者の社会復帰と再非行・再犯防止の目的に適っているかを探ることである。最近の犯罪統計によると、少年による刑法犯の検挙人員は、二〇〇四年以降減少し続けており、二〇一五年は四万八六八〇人（前年比一九・二%減）であった。少年の人口比についても同様の傾向が見られ、二〇一五年は四二六・五（前年比八七・七p.t低下）であり、人口比の最も高かった一九七一年（一四三・二）の三分の一以下になっているが、成人の人口比と比較すると、依然として約二・二倍と高い⁽⁸⁾。一方、再非行少年の人員は、二〇〇四年から毎年減少しているが、再非行少年率は、一九九七年を境に翌年から毎年上昇を続けている。また、二〇一六年における少年による刑法犯全体に占める再犯者の割合は一九年連続して増加しており、三七・一%と、一九七二年以降で最も高くなった⁽⁹⁾。しかし、わが国の人口減少傾向が続けば少年非行も減少するのは自然の流れであるところ、検挙率は成人の人口比と比較すると二倍強あり、再非行少年率は上昇を続け、少年による刑法犯の再犯者の割合も増加している。これは看過しえない現状であり、『平成二八年版犯罪白書』⁽¹⁰⁾が「再犯の現状と対策のいま」という副題を付けて問題視しているように、少年の再非行及び成人（少年を含む）の再犯防止対策は喫緊の課題であろう。

少年法の適用年齢の引下げの是非とそれに係る若年者に対する処分・処遇のあり方について、二〇一六年一二月に法務省が有識者とともにまとめた『若年者に対する刑事法制のあり方に関する勉強会』取りまとめ報告書⁽¹¹⁾は、少年法の適用年齢下げの是非は若年者に対する処遇の在り方との関係で論ずるべきであるとしている。これを受けて、法制

審議会では、論点を、少年法の適用年齢引下げ問題と、犯罪者処遇関連問題に大きく二分したうえ、後者につき、二三分科会に分かれ検討されることとなった。第一分科会では、①刑の全部の執行猶予制度の在り方、②自由刑の在り方、③若年受刑者に対する処遇原則の明確化、④若年受刑者を対象とする処遇 内容の充実、⑤少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実、⑥社会内処遇に必要な期間の確保、第二分科会では、⑦宣告猶予制度、⑧罰金の保護観察付き執行猶予の活用、⑨若年者に対する新たな処分、⑩少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用、第三分科会では、⑪起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方、⑫保護観察・社会復帰支援施策の充実、⑬社会内処遇における新たな措置の導入、⑭施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方、⑮少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用、の各論点である。

2 少年法の手続と運用

(1) 非行少年 現行少年法は、二〇歳未満の非行少年（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年）を対象としている（少二条一項、三条一項）。刑法は一四歳以上の者に責任能力を認めるため（刑四一条）、刑罰を科される可能性があるのは、罪を犯した「犯罪少年」である。このうち、一八歳と一九歳が「年長少年」、一六歳と一七歳とが「中間少年」、一四歳と一五歳が「年少少年」と呼ばれている。成年年齢引下げの対象は年長少年である。もともと、一四歳未満の者でも、刑法令に抵触する行為をする「触法少年」や、保護者の正当な監督に服さない、正当な理由なく家庭に寄り付かない、いかがわしい人と交際する等のぐ犯事由があり、かつ、その性格または環境に照らし、将来罪を犯し、または刑法令に触れる行為をする虞がある「ぐ犯少年」のカテゴリーがある。触法少年とぐ犯少年は、たとえ刑法令に触れる行為を行っても、責任能力がないため刑法上犯罪行為にならず、刑罰は科されないが、少年の健全育成の観点から、少年法

の適用対象となる。

ところで、少年法によると、犯罪少年に対する捜査手続は、勾留に関する特則（少四三条、四八条）を除き、基本的には刑事訴訟法に準拠して進められる（少四〇条）。しかし、成人の刑事事件と異なり、少年事件は、一定の嫌疑があればすべて、司法警察員または検察官から家庭裁判所に送致される（少四一条、四二条）。家庭裁判所では、法律家である裁判官と心理学や教育学等を専攻した家庭裁判所調査官が協働によつて事件処理に当り、少年の健全育成の観点から非行少年の改善更生に最も適した処分を決定する。この決定は家庭裁判所が行い、捜査機関は手続の打切りはできない。少年法は、家庭裁判所への全件送致主義を採用し、成人の刑事事件に適用される起訴便宜主義を採らない。ただし、軽微な道路交通法違反事件は、反則金の納付を条件に送致対象にならない。

(2) 家庭裁判所の手続 家庭裁判所が送致された少年事件を受理すると、裁判官は、捜査機関から送付された事件に関する証拠資料に基づき（少審規八条二項）、非行事実が実行された蓋然性を判断し、非行の事実が認められても、調査官に命じて当該少年の性格や家庭環境等に問題はないか、適切な改善措置は何か等を調査させる（少八条二項）。

審判開始決定について、調査官が少年や保護者ないし少年の通う学校の教員等に対して行った調査報告書（少年調査票）に基づき、裁判官は、非行事実の蓋然性および将来再非行の危険性の有無を判断し（要保護性）、当該非行少年に要保護性が認められる場合に、審判開始決定を行う。少年審判は、少年の社会復帰の妨害防止とプライバシー保護の観点から非公開が原則であるが（少二二条二項）、後述のように、被害者等の傍聴や事件記録の閲覧等が可能になる改正が行われた。審判は、裁判官が捜査機関から送付された証拠資料を事前に見て事件内容につき情報を得たうえで行う職権主義構造を採っている。

裁判官は、終局決定として、①不処分決定、②保護処分決定、③検察官送致決定のいずれかの判断を下す。①は、非

行事実の認定が出来ない場合や、要保護性が認められない場合に言い渡される(少二三条二項)。②は、非行事実が証明され、要保護性が認められれば、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設への送致、少年院送致のいずれかが言い渡される(少二四條一項)。③は、後述のように、家庭裁判所が当該犯罪少年に対しては刑事処分相当と判断した場合の逆送決定である(少二〇條一項)。特に一六歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件については、刑事処分以外の措置を相当と認めるときを除き、逆送しなければならない(原則逆送制度。少二〇條一項)。逆送決定後は、検察官による公訴提起が行われ、成人と同様に刑事訴訟法に従い公判審理が行われる。しかし、成人の被告人と異なり、有罪判決により言い渡される刑については、犯行時一八歳未満の場合は死刑をもって処断すべきときは無期刑を言い渡さなければならず(少五一條一項)、懲役・禁錮については不定期刑の言い渡しがなされる(少五二條)。家庭裁判所による保護処分の決定に対して、少年、法定代理人、付添人は、決定に影響を及ぼす法令違反、事実誤認、著しい不当処分を理由に、高等裁判所に抗告できる(少三二條)。これに対し検察官には抗告権がなく、検察官が関与した事件における非行事実の認定について、決定に影響を及ぼす法令違反、重大な事実誤認があったことを理由に、高等裁判所に抗告受理の申立てのみ可能である(少三二條の四)。なお、少年側が保護処分の決定を不服として抗告しても、抗告は保護処分の執行停止効力をもたない(刑三四)。その根拠は、保護処分は少年の改善更生に資する措置である以上迅速に行う必要がある、抗告により執行を停止することは望ましくないことにある。さらに、抗告審の決定に対して、これを不服とする場合、少年、法定代理人、付添人は、憲法違反または判例違反を理由として、最高裁判所に再抗告できるが(少三五條)、検察官には再抗告受理の申立権はない。

このように、少年による刑事事件については、原則的に家庭裁判所に全件送致が義務付けられており、とくに一六歳以上の者が故意の犯罪で人を死亡させたときは原則逆送制度により検察官に送致し、刑事処分の対象になるのが原則で

ある。少年法は、少年を健全育成する保護主義を一貫して貫きつつ、殺人罪等の重大事犯に関しては刑事処分を原則とし、保護処分を例外とする構造に変容してきている。

(3) 年長少年に対する手続上の異同 適用年齢引下げの改正が行われると、年長少年は家庭裁判所送致の対象から外れるため、保護処分を受けられなくなり成人となる以上、一八歳と一九歳の被疑者は検察官から公訴提起が行われ、地方裁判所の公開の刑事法廷で審理されることになる。ただし現行法でも、後述のように家庭裁判所の裁判官が刑事処分相当と判断した場合、当該少年事件は検察官に逆送され公訴提起の対象となり得るので、言い渡される刑罰のうち自由刑が不定期刑であることを除くと、成人事件の公判審理と変わりない。一方、年長少年が成人として扱われると、起訴便宜主義が適用され、嫌疑不十分の場合や嫌疑のない場合はむろん、証拠が十分揃っていても、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重、情状、犯罪後の状況から判断して自発的更生に期待し、手続きを打ち切る起訴猶予制度（刑訴二四八条）の適用可能性があり、不起訴になる。この点に関しては、被害者等にとっては利益に反するところかもしれないが、後述のように、被疑者側には利益と不利益の二つの側面がある。判断主体は、家庭裁判所の最終決定が調査官の調査を参考にして裁判官が健全育成の観点から判断するのに対し、起訴猶予処分は検察官が刑事政策の観点から判断することになるが、しばしば指摘される公訴権の濫用の濫用のおそれについての対応とともに、人格形成期の若年者としての保護育成の側面が必要であるとすれば、家庭裁判所調査官が行う少年調査票の収集と類似の制度の採用について検討を要するであろう。

ちなみに、二〇一六年の危険運転致死傷罪や過失運転致死傷罪などを除いた一般保護事件における終局人員（終局時年齢一八歳及び一九歳）の総数二万四二二人の内、審判不開始が四〇〇九人（三八・五％）、不処分が二二二〇人（二二・三％）、保護観察が三〇五三人（二九・三％）、少年院送致が一一一七人（二〇・七％）、検察官送致（刑事処分相当）

が一二二人（一・二%）であった。¹³⁾

(4) 保護処分による少年院送致 二〇二四年に少年院法が廃止され、新しい少年院法、少年鑑別所法、少年法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の三法が成立した。¹⁴⁾ 新少年院法は、旧法下の少年院の分類を整理し、初等少年院と中等少年院を第一種、特別少年院を第二種、医療少年院を第三種、刑の執行を受ける者を收容する少年院を第四種と四分類した。少年院收容年齢については、既に二〇〇七年に改正されており、初等少年院及び医療少年院については、一四歳未満の者であっても非行性が極めて進んだ者や福祉的・開放的な処遇になじまない者、医療的な措置が必要な者等も含むことになり、收容年齢の下限が一四歳から、「おおむね一二歳以上」に引き下げられた。ただし、一四歳未満の少年の場合は、家庭裁判所が「特に必要と認める限り」例外的に收容を許容できる（少二四条一項）としている。

少年院における処遇の基本原則は、①在院者の健全育成、②その自覚に訴えた改善更生の意欲の喚起、③医学・心理学・教育学・社会学その他の専門知識・技術の応用、④在院者の性格、年齢、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行状況、家庭環境、交友関係等の事情を踏まえ、在院者の最善の利益を考慮して処遇すべきことが謳われている（少院一五条二項）。これに対し、一九〇八年に制定された監獄法は、被收容者に対する矯正処遇による社会復帰の促進や権利義務の明確化の点でそぐわない内容になっていたため、二〇〇五年に改正され、「刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」（以下、「刑事收容施設被收容者処遇法」という。）が成立した。同法に掲げられた受刑者の処遇原則については、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」（三〇条）と規定されている。同規定には、少年院法の①はないが、②は共通項であり、③は明示されていないが、現代行刑では受刑者の円滑な社会復帰に対する様々な専門的

知見・技術の応用が積極的になされるべきことが予定されているものと考えられる。④についても、少年院法のように考慮すべき要素が具体的に細かく掲げられていないが、「その者の資質及び環境に応じ」「社会生活に適應する能力の育成を図る」ことが求められている。その趣旨は、施設内処遇において自覚的に改善更生の意欲をもつよう矯正教育を施し、その者の置かれた性格、年齢、家庭環境、交友関係等種々の要素を合わせ考慮して、一般の社会生活に戻って社会復帰を果たし、再犯防止目的の趣旨が込められていると考えるべきである。したがって、成年年齢の引下げがなされても、人格形成途上である二〇歳前の若年者には少年院法の①が特段必要であるとすれば、刑事收容施設被收容者処遇法の基礎にある現代行刑の理念には被收容者の資質や環境に応じた社会生活適應能力を付ける矯正処遇が予定されているのであるから、少年院に收容されている二六歳までの若年者も含め、これらの若年者に特化した矯正処遇を刑事收容施設において行うことは、決して困難な制度設計の変更を伴うものではなく、若年者に対する特別の処遇、あるいは自由刑一本化の議論において検討対象となろう。

(5) 刑事收容施設における処遇 二〇〇〇年の少年法の改正により、逆送規定について、第一に、逆送可能年齢の引下げ、第二に、原則逆送制度の導入がなされた。

第一点について、従来、家庭裁判所による逆送可能年齢は、旧法によると一六歳以上であったが、改正法では年少少年まで対象が広がった。最高裁判所は、一二歳の少年がその母親からエアガンを持たされ強盗を命じられたところ、同少年が自己の意思で強盗の実行を決意し臨機応変に対処して強盗を完遂した行為について強盗罪の共謀共同正犯の成立を肯定しているが、これは、責任年齢に達しない者でも規範に直面して、適法行為を選択し、違法行為を避けうる能力を持ち合わせていることを前提とした判断である。年少少年でも凶悪事件を犯すことがあり、刑事処分が相当と判断される場合の対応として逆送により公訴提起され刑事裁判で有罪となり懲役・禁錮の刑が言い渡された場合、義務教育期

間中であるため、年少少年は、少年院において刑の執行を受けることが可能になった(少五六条三項)。懲役は作業を義務づけるが(刑一二条三項)、これに代わるものとして年少少年には矯正教育を受けることが義務づけられる(少院三条)。しかし、少年院収容受刑者は年少少年に限定されており、一六歳になると、少年刑務所へ移送される(少五六条三項、少院一四一条一項)。なお、年少少年も少年刑務所において刑罰を受ける可能性があるが、それは極めて重大かつ凶悪な事件に限定される。

第二点について、二〇〇〇年改正少年法二〇一条一項は、既述のように、改正前と同様に、「家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるときは」決定で検察官送致をしなければならないと規定する。そして、同条は、新たに二項を追加し、「前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき一六歳以上の少年に係るものについては」逆送決定をしなければならないと規定し、殺人罪や傷害致死罪等の故意犯で死亡結果を発生させた中間少年及び年長少年は逆送決定で刑事処分の対象にするのが原則であるとす。このように、原則逆送制度には、対象少年と対象事件に対しては保護不適という推定が働いている⁽¹⁶⁾。もつとも、二項には「但書き」があり、「調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りではない。」と規定している。この但書きの趣旨は、殺人罪等の重大事犯には刑事処分が原則であるが、少年の犯行や性格等の調査結果から相当と認められる刑事処分以外の措置を決定してもよいこととなる。事案の性質上、不処分決定等は想定できないから、「刑事処分以外の措置」とは、保護処分を意味することにならう。刑事処分が保護処分かのみならずが相当かの判断は、従来の保護処分が原則で刑事処分が例外とされた関係が改正法では逆転したと評価されている⁽¹⁷⁾。そうだとすると、応報及び犯罪予防を基軸とする刑事処分の対象となり得るケースが、家

庭裁判所の判断により逆送されず、保護処分の対象にできる余地が残されたのは、殺人、傷害致死、強盗致死等の重大かつ凶悪な事件を起こした被疑少年が、必ずしも保護不適とは限らず、保護処分による矯正教育の対象にすべき場合があると解しうる余地があるためである。

そこで、二〇条二項が対象事件についての保護不適の推定規定と解することに対して、社会防衛や一般予防に基づく保護不適概念を刑事処分の相当性判断に採り入れるのは少年の健全育成の理念に反すると批判し、二〇条二項は、被害者等や社会に対して家庭裁判所が刑事処分以外の措置を選択した理由について、実体的効果を伴わない説明責任を果たす規定であると解する見解¹⁸⁾がある。なるほど、被害者等の視点からは、改正法により刑事処分が原則となっているのに、刑事処分以外の措置が家庭裁判所によって選択された場合、被害者等は納得のいかないことが少なからずあろう。この点については、審判結果につき被害者等への通知制度(少三一条の二)¹⁹⁾が規定されていることと併せて、家庭裁判所が刑事処分以外の措置を選択した場合はその理由を明確にしなければならない¹⁹⁾。そうだとしても、原則逆送制度は、逆送後、検察官は、起訴猶予の権限はなく、起訴が義務づけられている(少四五条五号)。これには、公訴提起に足りる嫌疑が不十分なとき、犯罪の情状に影響を及ぼす新たな事情を発見したとき、訴追を相当でないと判断したとき、検察官は不起訴にできる但書きがあるが、あくまで例外的措置であるから、二〇条二項に刑事処分以外の措置を選択する際の責任説明を定めた規定と解する根拠は見当たらないであらう。²⁰⁾

ちなみに、二〇一七年版最高裁判所事務総局の資料²¹⁾によると、刑事事件における処分状況は、処分時年齢(一八歳及び一九歳)についてみると、総数九八人中、懲役(実刑)二七人(二七・六%)、懲役(付保執行猶予)、五人(五・一%)、懲役(単純執行猶予)が四七人(四八・〇%)で、禁錮(実刑)〇人(〇・〇%)、禁錮(付保執行猶予)〇人(〇・〇%)、禁錮(単純執行猶予)、一三人(二三・三%)、罰金四人(四・一%)、その他二人(二・〇%)であった。

原則逆送制度は、刑事処分を原則化したものの、保護処分を選択肢も残している限りにおいて厳罰化とは断言しえないが、逆送の歯止めが設けられていないことが問題であろう。²²⁾

3 従来の改正と被害者等への配慮

(1) 二〇〇〇年改正 現行少年法は、制定以来約半世紀にわたり改正されることはなかった。²³⁾しかし、後述するように、適用年齢が旧法から現行法に移るときに一八歳から二〇歳に引上げられたことに対して、法務省が適用年齢下げの改正論議を積極的に展開し、改正要綱が法制審議会で諮問されたが、改正作業は中断した。

二〇〇〇年の改正では、原則逆送既定の導入等による保護処分と刑事処分との関係の見直し、少年審判の事実認定手続の適正化、被害者等への配慮の充実という三点が対象となった。²⁴⁾

被害者等への配慮については、既述の二〇〇〇年に成立した犯罪被害者保護法と刑事訴訟等改正法により、被害者等の刑事手続における権利・利益の擁護を図る規定が設けられたが、その趣旨が少年法にも及んで、被害者等に対して、①審判結果等の通知、②審判記録の閲覧・謄写、③意見の聴取、を行うことを認める規定が導入された。家庭裁判所は、①では、犯罪少年と触法少年に係る保護事件について終局決定があった場合に、被害者等の申出があったときは、少年と法定代理人の氏名・住居、決定の年月日、主文・理由の表示を通知する（少三一条の二第二項）。ただし、通知が少年の健全育成を妨げる恐れがあり相当ではないと判断される場合、この権利は認められない（同一項）。なお、通知を受けた被害者等には、守秘義務が課せられている（同三項、五条の二第三項）。

②については、被害者等のニーズの中でも、とりわけ重要なのが情報提供である。特筆すべき点は、改正法が、被害者等を閲覧・謄写の主体として位置づける規定を設けたことである（少五条の二）。これは、被害者等が損害賠償請求

権を行使しようとしても、従来、少年審判非公開の原則により、閲覧できなかつたため、損害賠償の請求を諦めざるを得なかつた点を改善する効果がある。目的が同請求に限定されるため、少年のプライバシー保護の観点から、閲覧・瞻写対象は、保護事件の非行事実に限られ、社会記録は含まれない。

③は、刑事手続における改正に併せて、少年審判においても被害者等の心情や意見を述べることが被害者等に権利・利益の擁護の視点から採用され(少九条の二)、少年の改善更生については、その目的はなく、あくまで副次的効果にすぎない。

被害者等への配慮といった観点は、従来の少年法には存在しなかつた。改正は、被害者等の権利・利益の擁護を図るため、少年法の健全育成の理念とは無関係に行われたが、この理念に反しないという制約が付いている。重要なことは、被害者等が少年保護手続の中で特別な法的地位を有することが明確になつた点である。このことは、少年法の理念に反しない限り、少年法の改正・法の適用に際し被害者等への配慮が欠かせないことを意味する。

(2) 二〇〇七年改正 二〇〇七年改正は、①触法少年に係る事件の調査に関する規定の整備、②一四歳未満の少年の少年院送致の承認、③保護観察中の者に対する新たな措置の創設、④一般的国選付添人制度の導入、に関する規定が盛り込まれた。この改正には、被害者等の権利・利益の擁護を図る視点はなかつた。

(3) 二〇〇八年改正 二〇〇八年改正は、二〇〇〇年改正につき被害者等への配慮の更なる充実を求める要望や、二〇〇四年の基本法の制定及び二〇〇五年の第一次基本計画の策定により、基本法第一八条を受けた基本計画の施策の一つとして、少年審判の傍聴の可否を含め、被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従つた施策を実施する旨が掲げられた。

このような背景から、二〇〇八年改正も、二〇〇〇年改正と同様、少年法の健全育成目的を阻害しない範囲で、少年

審判における被害者等の権利・利益の擁護を図る視点から行われた。改正内容は、被害者等に対して、①少年審判の傍聴、②審判状況の説明、③記録の閲覧・謄写の範囲の拡大、④意見の聴取、の各種権利・利益を認めるものになっている。

①は、殺人等の重大事犯について、審判を傍聴して十分な情報を得たいとの被害者等の心情を尊重して、非公開原則の例外として、傍聴を許可できることとなった(少二二条一項)。②は、家庭裁判所が審判期日における審判の状況を説明する制度を導入した(少二二条の六)。③については、二〇〇〇年改正法が損害賠償請求等の正当な理由を必要としていたが、二〇〇八年改正は、要件を緩和し、原則的に閲覧・謄写を肯定するようになった。④では、意見陳述の主体の拡大が行われ、被害者またはその法定代理人、被害者死亡の場合の配偶者、直系の親族または兄弟姉妹も意見聴取の対象となった(少九条二)。

(4) 二〇一四年改正 二〇一四年改正は、①国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大(少二二条の二第一項及び二二条の三第二項)、②少年の刑事事件に関する処分の見直しが行われたが、被害者等の権利義務の擁護の視点に立つ制度改革は行われなかった。②では、無期刑の緩和刑として言い渡さるる有期刑の上限が一五年から二〇年に引き上げられ(五一一条二項)、仮釈放の期間も三年から「その刑期の三分の一」に改正された(五八条一項二号)。不定期刑に関して、長期及び短期の上限がそれぞれ一〇年と五年から、一五年と一〇年に引き上げられた(五二条一項)。

(5) 従来の少年法改正と被害者等への配慮 近年、改正作業が相次いだ少年法について、被害者等への配慮の視点から若干の整理を行った。現行法には、少年法の理念である健全育成は維持されているものの、原則逆送事件の導入等のように、保護処分と刑事処分との逆転の構図がみられる。この構図は、直接的には社会防衛の視点に基礎を置いている

が、間接的には少年法の目的や制度趣旨には存在しなかった被害者等への配慮の視点が入り、処罰要求に対応している。そして、この視点が直接的に入るようになったのは、基本法や基本計画が被害者等の権利及び利益の擁護視点に基づく施策の実現を強調しているからである。このように、被害者等への配慮の視点が少年法の理念の中にしっかりと腰を下ろした形になった以上、その視点を抜きにして少年法改正は語れないことになっている。

- (8) 平成二八年版犯罪白書 http://nakusyo1.moj.go.jp/jp/63/nhm/63_2_3_1_1.html
- (9) 平成二九年警察白書 二二六頁。もともと、前田教授は、再犯者はかなりの勢いで減少しており、再犯者率が上昇したのは、「初犯者の減少の勢いが、再犯者の減少をさらに上回っているからである」として、従来の再犯者対策に問題があったわけではないと批判する。前田雅英「少年犯罪の急激な減少と刑事政策」研修八三二号(二〇一七年)一一頁。
- (10) <http://www.moj.go.jp/content/001220565.pdf>
- (11) <http://www.moj.go.jp/content/001210544.pdf>
- (12) 法務省配布資料「一五」各分科会が分担することが考えられる論点(案) <http://www.moj.go.jp/content/001230685.pdf>
- (13) 法務省配布資料「一五」「一八歳及び一九歳の少年並びに二〇歳及び二二歳の成人の処分状況」 <http://www.moj.go.jp/content/001230477.pdf>
- (14) 法務省矯正局編『新しい少年刑法と少年鑑別所法』(矯正協会、二〇一五年)
- (15) 最決平成一三年一〇月二五日刑集五五巻六号五一九頁。
- (16) 川出・前注(7) 二二七頁、田宮裕『廣瀬健二(編)『注釈少年法第四版』(有斐閣、二〇一七年)二三〇頁。
- (17) 甲斐村夫ほか「少年法等の一部を改正する法律及び少年審判規則等の一部を改正する規則の解説」(法曹会、二〇〇二年)一六三頁。
- (18) 葛野尊之『少年司法の再構築』(日本評論社、二〇〇三年)五九一頁、同「少年法における検察官送致決定の意義」立命館法学二八三号(二〇〇二年)一頁以下、後藤弘子「刑事処分範囲の拡大とその課題」ジュリスト一一九五号(二〇〇一年)一一頁等。
- (19) 田宮ほか・前注(16) 二九六頁。
- (20) 川出・前注(7) 二二八頁。

(21) 法務省配布資料一五「一八歳及び一九歳の少年並びに二〇歳及び二二歳の成人の処分状況」<http://www.moj.go.jp/content/01230477.pdf> なお、統計上、略式命令違反を除く。

(22) 瀬川晃「少年犯罪の変容と改正少年法」国際公共政策研究六卷二号七七頁。

(23) 少年法の改正経緯について、奥村・前注(7)二〇頁以下、川出・前注(7)三六二頁以下、守谷克彦「少年法改正の歴史と少年法」斎藤豊治＝守谷克彦編『少年法の課題と展望 第一巻』(成文堂、二〇〇五年)一頁以下、松尾浩也「少年法―戦後六〇年の推移―家庭裁判所月報六一巻一号(二〇〇九年)八七頁以下、田宮ほか・前注(16)一六頁以下、植村立郎『骨太少年法講義』(法曹会、二〇一五年)一五頁以下、武内謙治『少年法講義』(日本評論社、二〇一五年)一五頁以下等参照。

(24) 被害者等への配慮の論点は、一九九八年に法制審議会少年法部会に対する法務大臣の諮問には明示されていなかったが、一九九七年の神戸少年事件等を契機に審議の最終段階で検討されたという。「座談会…少年法改正(上)」ジュリスト一一五二号(一九九九年)一一・一二頁。

Ⅲ 少年法の適用年齢下げの是非

1 適用年齢下げ論の歴史

(1) 「少年法改正に関する構想」 今回、法制審議会が検討が始まった少年法の適用年齢の引下げ論に先だち、一九六六年に法務省が公表した「少年法改正に関する構想」においてこの問題が既に検討されていた。わが国において、一、二、三年に制定された旧少年法は、少年を一八歳未満の者とした。少年法の適用年齢が二〇歳未満に引き上げられたのは、一九〇七年に現行刑法が制定された一九四八年以来のことである。旧少年法の対象少年が一八歳未満の者にされたのは、一九〇七年に現行刑法が制定され、刑事責任年齢が一、二歳から一、四歳に引き上げられたことに伴い、一九〇〇年に制定された当時の少年法にあたる感化法が一八歳以上一六歳未満の者を対象にしていたのが改正され、感化院収容者を八歳以上一八歳未満の者になったことによるものと考えられる。当時、保護主義の観点から二〇歳未満の者とする法案も提出されたが、

内務省、感化教育主義者、司法省内部からの激しい批判を受け、修正されたといわれる。⁽²⁵⁾

現行少年法が適用年齢を二〇歳未満の者(二条一項)に引き上げたのは、第二次世界大戦後の混乱期において、GHQの指導もあり、パレンス・パトリエ思想が支配していたアメリカ少年裁判所制度の強い影響下で若年者の犯罪増加と悪質化に対応するためには厳罰よりむしろ教育・保護が重要であると考えられ、刑事処分か保護処分かの先議権を家庭裁判所に与え(二〇条、四一条、四二条)、保護処分を優先させる形で改正された。⁽²⁶⁾

しかし、法務省は、手を拱いてはいなかった。一九六六年に、「少年法改正に関する構想」を公表し、少年を一八歳未満の者とし、一八歳以上二三歳未満程度の者を「青年」と定義したうえ、「青年」に対する手続は、刑事訴訟法によるのを原則とするが、検察官が保護処分相当だと判断した場合、家庭裁判所に保護処分を請求できるとした。

(2) 「少年法改正要綱」 法務省は、一九七〇年に、上掲の改正構想を基に、「少年法改正要綱」を取りまとめ、法制審議会に諮問した。⁽²⁷⁾ その内容は、①「青年層」の設置、②全件送致主義の見直し、③審判手続における少年の権利保障の強化、④審判手続への検察官関与、⑤非常救済手続の整備、⑥保護処分の多様化と弾力化、の六項目が論点となったが、①が改正の中心となった。

「青年層」の設置については、一八歳未満の者を少年として対象者に対する手続は現行法を適用するが、一八歳以上二〇歳未満を「青年」として対象者に対する手続は原則的に刑事訴訟法その他一般の規定によるとされる。ただし、「青年」に対する手続は、成人との差異を考慮し、管轄は家庭裁判所に属し、判決前調査制度を設置するほか、刑事処分と保護処分の選択が可能であることとした。これは、「青年層」の非行に対しては保護処分の余地を残しつつ、刑事処分を優先させる点で検察官先議の提案である。しかし、「青年層」の設置について、年長少年に対する処罰の強化につながり、少年法の理念に反するとする批判が強く、論点①は法制審議会では棚上げされたまま、その他の論点についてま

とめられた中間答申が出された。改正要綱には検察官関与の側面が強いのに対して、中間答申では検察官関与が制限されているが、前者と本質は変わらないという批判を強く受け、改正作業は頓挫した。

こうして、約半世紀近く経って「一八歳未満の者を少年とする。」という適用年齢の引下げ問題が、投票権や民法上の成年との整合性問題を通して再び浮上することとなった。

(3) 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」 法務省は、二〇一五年に、少年法の適用年齢の引下げについて議論するため、有識者を交えて、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」(以下、「若年者勉強会」という。)を設置した。若年者勉強会は、二〇一六年二月、『取りまとめ報告書』を公表した。⁽²⁸⁾

それによると、少年法の適用対象年齢についての検討は、刑事司法全般において成長過程にある若年者に対する処分や処遇の在り方と関連させて考察すべきであり、刑事政策的措置の対象者の範囲は、その目的、内容、効果等にに応じて定めるべきであるとした。そのため、対象年齢が一八歳未満に引下げられた場合に、成年となる年長少年だけではなく、二六歳未満の若年者、さらには全年齢の者を対象とする刑事政策的措置の検討が必要となる。論点は、①受刑者に対する施設内処遇の充実、②施設内処遇と社会内処遇との連携強化、③社会内処遇の充実、④罰金又は起訴猶予となる者の再犯防止、⑤若年者に対する新たな処分の導入、という五つの目的実現に相応しい刑事政策的措置は何かである。

論点①につき、少年法の適用年齢が引下げられた場合、保護処分の対象から外れる年長少年を含む若年者が刑事収容施設に収容されるとき、若年者は可塑性に富む場合があり、改善更生のために、⑦若年受刑者に対する処遇の原則の明確化及び若年受刑者を対象とする処遇内容の充実、①若年受刑者に対する処遇調査の充実、②自由刑の単一化、のそれぞれを検討が必要であるとする。論点②については、受刑者の円滑な社会復帰を図るためには、⑦施設外の機関等が連携して、矯正処遇を行い、出所後、住居・就労の確保等を促進する。①社会内処遇が効果を上げるために必要な期間を

確保するため、若年者に対して、保護観察付刑の一部執行猶予制度や、再犯の危険性を基準に仮釈放の期間を定める「考試期間主義」の採用の是非について検討が必要であるとする。論点③について、適用年齢が引下げられた場合、年長少年は公訴提起され刑事処分の対象になり得るところ、その一部は刑の執行猶予に付される場合がある。その場合の刑事政策的措置として、⑦保護観察を活用するための刑全部の猶予制度の見直し、⑧若年者の特性に留意した保護観察や、就労支援等の社会復帰施策の充実、⑨社会内処遇の新たな処遇として、集中的指導監督や特定行動の禁止、医療受診・福祉への相談義務等がある。その他社会内処遇として、判決や刑の宣告を回避して、司法判断を経たうえで保護観察が行える「宣告猶予制度の導入」が考えられるとする。また、⑩社会復帰支援のために更生保護の環境整備を図る。論点④について、適用年齢が引下げられたとき、保護処分や、家庭裁判所の試験観察の対象となったり、不処分あるいは審判不開始の対象になったりする。そこで、⑪罰金の保護観察付執行猶予の活用、⑫起訴猶予等に伴う再犯防止措置として、入口支援や、更生緊急保護の運用を充実させる。論点⑤では、適用年齢の引下げに伴い、一八歳と一九歳の者が保護処分の対象外となるため、事案の重大性により、自由刑の執行を受ける場合に少年院において受けるか、刑事収容施設で受けるかは、その若年受刑者の特性に応じて決め、事案が軽微で自由刑の執行に至らない場合、少年院送致や保護観察に準じた処分の可能性が検討対象となっている。

このように、「若年者勉強云」では、少年法の適用年齢が引き下げられた場合に対象となる一八歳、一九歳の者だけではなく、若年者、さらには高齢受刑者も含め、事案の重大さの程度や若年者の特性に応じた処分・処遇の在り方について検討の余地のある刑事政策的措置の提案がなされた。しかし、若年者の特性に応じた処分・処遇の導入にあたっては、刑法の責任主義との関係、処分・処遇の正当化根拠・法的性質が明らかにされておらず、今後の検討課題となった。

2 賛成論と反対論の論拠

(1) 賛成論 少年法の適用引下げの是非について、賛成論と反対論の論拠を整理してみると、賛成論は、①民法・公職選挙法との関係など国法上の統一、②世論の動向、③被害者等への配慮、④外国法制上の少年年齢等を根拠として挙げている。⁽²⁹⁾

①は、現行法には年齢に関する規定のある法律が三〇〇を越え、関係省庁も複数にまたがるから、すべての年齢の統一は困難であるとしつつも、少なくとも民法や少年法といった主要な法律は、国民の混乱を招かないように、統一が望ましいとする。そして、民法の成年年齢が一八歳に引き下げられた場合、民法上成年として扱われる者に対して、少年法を適用して未成年者と同様の責任を超えた自由の拘束を行うのは過度の介入になり、理論的にも説明困難であるとする⁽³⁰⁾。また、公職選挙法で一八歳以上の者に選挙権が与えられて権利や自由を獲得すれば、同時に義務と責任を引き受けることになるとする。

②は、二〇一五年に内閣府が実施した「少年非行に関する世論調査」⁽³¹⁾によると、概ね五年前と比較して少年による重大事件が増えていると回答した者が七八・六%あり(二〇一〇年の前回調査と比較し三・〇ポイント増加)、世論の大半は少年犯罪が増加・凶悪化しているとの認識を持ち、一八歳引下げに賛成している結果が出ていることを根拠とする。

③は、被害者等の視点であり、被害者等の立場からは、加害者が成人であると少年であるとを問わず、受けた被害の程度は同じでも、重大な罪を犯した加害少年は成人と比べてはるかに軽い刑罰が科されている現状に対し、悔しく惨めであるので、相応の刑罰を受けるべきであること、少年審判には被害者参加制度がなく、直接加害者に質問もできないこと等が根拠とされている。

④は、外国法制との比較により、イギリス、アメリカの三七州、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア等、世界の一

八六か国中一六二か国が一八歳未満の者を少年と定めていることから(八七%)、わが国の少年法の適用年齢を一八歳未満とするのは特別なことではないとする。

(2) 反対論 これに対し、反対論は、以上の四点について批判し、賛成論の①と②は根拠がなく、また③についても現行法は被害者等への配慮をしていると指摘する。その上で、引下げ反対の積極的理由として、⑤再犯防止の観点、⑥最近の少年の精神・心理構造、⑦ぐ犯少年への働き掛けの困難化、⑧年長少年の厳罰化は現行法で対応可能、といった根拠を挙げている。⁽³²⁾

賛成論①については、法律の適用年齢は、各法律の立法目的や保護法益等により決められるべきであって、国民全員を対象に国政参加の権利を与える選挙法と、ごく一部でしかない非行少年を対象としてその健全育成を図る少年法とは視点が異なるのは当然であるとする。さらに、かつて民法の成年年齢が二〇歳であったが、旧少年法は適用年齢を一八歳としていたことを、国法の統一性に根拠がないことの証左とする。また、少年法は、審判時の年齢を基準にするので、一七歳までの非行でも、一八歳を過ぎて検挙されたり、家庭裁判所の手続中に一八歳となったりした場合は審判の対象外となるため、選挙権等との統一性はないとする。

賛成論②については、世論調査では少年事件の増加・凶悪化を感じる国民が大半であるが、犯罪白書や警察白書の統計によれば、成人も少年も刑法犯の検挙人員は減少し続けており、凶悪犯の検挙人員も、四年連続して減少している。この傾向は、年長少年についても同様であるとする。また、賛成論④の欧米先進国の多くが一八歳未満の者を少年と定義している点については、若年者による重大犯罪の発生が日本よりはるかに多いことが背景にあること、一八歳未満の者を少年とするドイツでは一八歳から二〇歳の者「若年成人」として、成熟度や事件の種類により少年裁判所法の適用が可能であること、スウェーデン、オランダ、オーストリア等では二一歳未満の者を少年と同様に扱うことが可能であ

ること等の点を挙げ、欧米でも必ずしも一様ではなく、わが国の充実した少年法制を諸外国に合わせる必要はないと批判する。

賛成論③については、少年審判が原則非公開であることから被害者等が事実を知るために年齢引下げの必要はなく、二〇〇〇年以降、少年法は、被害者等の権利利益の擁護に配慮して、少年審判記録の閲覧・謄写、被害者等の意見聴取、被害者等への審判結果の通知、審判の状況の説明といった制度が整備され、少年事件について事件内容を知ることが可能であり、さらに一定の事件については被害者等が審判を直接傍聴することも可能となっており、被害者等への配慮は既になされていると反論する。また、少年法は、非行少年の氏名、住所など本人を推知できる情報の報道を禁止しているが（少六一条）、非行少年の実名報道の禁止は被害者の実名報道とのバランスを欠いているのではなく、被害者等のプライバシーや名誉の尊重は当然であり、これを侵害する報道こそが問題であるとして、被害者のプライバシー保護と少年法六一条の趣旨は両立しようと主張する。

一方、反対論の積極的根拠として、⑤では、少年法の適用年齢の引下げは若年者の再犯増加につながる恐れがあるとする。その根拠として、少年による刑法犯の大半が窃盗事犯等軽微な犯罪で占めているが、適用年齢が引下げられると、年長少年は保護処分の対象から外れる一方、刑事処分では大半が起訴猶予処分となるため、更生につき助言支援を受ける機会を逸し、再犯により新たな被害者を生み出す恐れがあると指摘する。

次に、⑥は、発達心理学、社会学、精神医学の立場から、最近の少年の特徴として、心理的・精神的成熟度、社会的成熟度が遅れており、他人とのコミュニケーション能力、対人関係形成能力が育成されていない者が少なくなく、特に非行少年には、一般の少年と比較してその傾向が強いという見解が有力であることを根拠とする。

⑦は、適用年齢の引下げに伴い、一八歳、一九歳の者で保護者の正当な監督に服さないく犯事由のある場合に、少年

法によるく犯少年に対する保護的介入の対象でなくなるため、社会的に放置される結果になるという。

最後の⑧では、少年法は二〇〇〇年改正で、故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件で、行為時に一六歳以上の者は原則逆送制度の対象になっており（少二〇条二項）、刑事処分の対象となり得ること、また、行為時に一八歳以上の者は死刑の適用も可能であること等から、現行法は厳罰化の観点も満たしているとする。

3 適用年齢下げの賛否両論の検討

以上挙げた少年法の適用年齢下げの賛否両論の根拠について検討すると、第一に、選挙法や民法等との国法の統一性との観点については、たしかに、法律の適用年齢が統一されている方が規範としては国民に分かりやすいが、反対論が指摘するように、各法律の立法目的等から一律でなければならぬわけではないであろう。しかし、刑法上は現行の二〇歳未満を維持すると、上述のように、民法上一八歳で成人になり親権から独立した者に対し保護処分を行う理論的説明が困難となるという指摘は重要である。これに対し、少年法は、年少ゆえの特性に着目して特則を定めるものであり、国親思想や教育可能性から再犯防止に向けた有効な修正を施す刑事政策的合理性によつて基礎づけられることから、民法上の親権に制約されないとする反論^⑧がみられる。しかし、親権は制限行為能力者である未成年者をその親が健全育成のために保護する義務であるが、少年法は非行に走った未成年者を国が健全育成のために保護する処分を第一義としている。民法上一八歳で成人になると、親の親権がなくなり、行為能力が認められ、自己決定権を有し、契約その他の権利・義務の主体となるのである。それにもかかわらず、刑事上は未成年者として監護・教育する権利・義務（身上監護権）の対象でない者に国家が保護的・教育的処分を加えるのは、対象者の行為能力・自己決定権を否定するもので悪しきリーガル・パターナリズムの強制に他ならないのではないか。

さらに、実体刑法の解釈論としても、些かバランスに欠ける感が否めない問題がある。たとえば未成年者略取・誘拐罪（刑二二四条）の客体である「未成年者」は、刑法上定義がないため、民法上の定義に従い、現行法では二〇歳未満の者をいう（民四条）。本罪は、心身の発達が未成熟な未成年者を成人より手厚く保護する観点から、被拐取者の自由・身体の安全の他、親権者等の監護権も保護法益とし、他の拐取罪と異なり、営利等の一定の不法目的が成立要件となっていない。しかし、民法上の成年年齢が一八歳以上に改正されると、本罪の客体は「一八歳未満の者」となるであろう。ところで、少年法の適用年齢を引下げない場合、たとえば一八歳の「少年」が一八歳または一九歳の「成年」被害者を拐取する行為は、本罪を構成しないことになるから、営利等の一定の不法目的がなければいかなる拐取罪も成立しないことになる。その結果、一八歳と一九歳の若年者保護の視点は、本罪の主体には及ぶが客体には及ばないことになり、加害者保護は図られるものの、被害者保護の視点に欠けることになる。「略取」はともあれ「誘拐」を手段とする場合が問題であろう。もともと、一八歳未満の少年を拐取した場合も、成人擬制の本罪適用を肯定し既婚未成年者を客体から除外し本罪の適用はないとする見解³⁴⁾も有力である。たしかに一定の判断能力を備えた年齢である一八歳程度に達すれば同意能力は肯定されその者の意思の優越性が認められるため、本人の意思に瑕疵がない場合は本罪の適用は不要であろう。しかし、婚姻により心身の未熟さが解消されるわけではないから、成人擬制の本罪適用に関しては慎重であるべきである。

第二に、少年非行の増加・凶悪化について、反対論の指摘どおり、統計上は減少している事実があるし、さらに、国により状況は異なるため、外国の法制度の多くが成人年齢を一八歳以上の者としていることと、平仄を合わす必要性はない。しかし、既述のように、再犯率が決して低くはなく、再犯防止は喫緊の課題である。

第三に、被害者等への配慮については、被害者等は基本的に一八歳未満への年齢引下げの賛成論に立っている。その

根拠は、少年法が、非行少年による犯罪行為につき、重点がどのような非行を犯したかではなく、非行事実と「要保護性」の視点から少年自身の健全育成のためにどのような保護を施すかについてのみ検討していることを疑問視し、殺人や傷害致死等故意に人の生命を奪う重大・凶悪な犯罪行為を惹起した加害少年には少年法を適用すべきではなく相応の刑事責任をとらせるべきであること、事件の真相を知るためには被害者参加制度を利用して、少年審判では認められない被告人質問や証人尋問が必要なこと等が挙げられている⁽³⁶⁾。これに対し、反対論からは、現行少年法は、原則非公開の少年審判について被害者等による記録の閲覧・謄写、審判の傍聴を可能としているなど、被害者等への配慮はなされていると反論する⁽³⁷⁾。被害者等への配慮の点に関する私見は、後述する。

次に、反対論の積極的根拠として挙げられている点についてみると、たしかに、少年法の適用年齢を下げると、窃盗等の軽微事犯の被疑者は大半が起訴猶予処分の対象になる可能性があり、一八歳と一九歳の年齢層は人格形成途上にあり、精神的成熟度が低い者も少なくない。ただ、これには個人差があり、二〇歳を境に精神的成熟度が高くなるわけでもない。一方、年長少年にぐ犯事由がある場合にも、社会に放り出され保護処分を受けられなくなり、その結果、健全育成に向けた教育的・環境調整的な保護の機会を失ってしまい、かえって再犯が増加する恐れがあるという主張については、たしかにそのような懸念はある。そこで、青年（若年成人）層創設の提案⁽³⁸⁾が注目される。この提案は、少年法の適用年齢下げに賛成の立場から、ぐ犯少年に対する介入の困難さを解消するため、少年と成年の中間的な年齢層として、一八歳以上二一歳未満の者を「青年」層と位置づけ、成年とも少年とも異なる対応をとる。同提案によれば、地方検察庁において高齢や知的障害の被疑者を対象として試行され始めた「入口支援」⁽³⁹⁾と組み合わせ、起訴前調査の段階で、検察官が、保護観察官の調査を基に更生可能性等を考慮して、保護処分か刑事処分かを決定し、前者に付する場合は少年保護手続を適用し、関係機関と連携して更生保護・福祉的措施を講じ、後者に付する場合は刑事手続を適用

すれば、ぐ犯少年に対する介入の困難性が解消されるという。「青年」層という年齢幅については議論の余地があるが、同提案が提示する基本構想は、注目されよう。たしかに、保護観察官による「青年」に対する起訴前調査について、比較的軽微な事案に関しては、更生可能性等の調査結果が検察官による処分決定に影響を与えるであろうし、「青年」に対して保護処分を適用しても、必ずしも被害者等への配慮の視点に欠けるわけではない⁽⁴⁾。しかし、一八歳、一九歳の者が成人となると、親権の対象でなくなり、保護処分を行えなくなるのではないか、捜査段階で「青年」に対して起訴前調査を行う制度を採り入れるに際して同意の要否はどうか、起訴前調査は「無罪の推定」原則に抵触するおそれがないのかなど適正手続確保の点で疑問がある⁽⁴⁾。

(25) 田宮ほか・前注(16)一六頁。

(26) 田宮ほか・前注(16)一六頁、澤登俊雄「少年法改正作業の歴史」法律時報四三卷一三号(二〇一七年)七七頁注(9)、丸山雅夫「我が国の少年法とその改正論議の概要」商学討究四一卷三号(一九九九年)五七頁以下等。

(27) 川出・前注(7)三六三頁、丸山・前注(26)六五頁以下。

(28) 前注(6)三頁以下。

(29) 自由民主党政務調査会「成年年齢に関する提言」(二〇一五年) http://fmin.nss.mfjy.com/pdf/news/policy/130566_1.pdf、藤本哲也「少年年齢の引下げと青年層構想」戸籍時報七三五号(二〇一六年)六三頁等。賛否両論について紹介したものととして、内匠舞「少年法の適用年齢引下げをめぐる議論」調査と情報九六三号(二〇一七年)一頁以下参照。

(30) 二〇一七年四月一九日開催の第二回法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会における川出敏裕委員は、「民法の成年年齢を引き下げられたことにより、親権に服さないことになる成年に対して、国が後見的な観点から現在と同様の保護処分を課すことが本当にできるのか」という点を検討する必要があると述べます。」と指摘する。第二回審議会議事録一五頁。 http://www.moj.go.jp/keiji/keiji4_00106.html

(31) <http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhkou2-1.html>

- (32) 反対論として、武内謙治「少年法適用年齢は引き下げられるべきか」自由と正義六六巻一〇号(二〇一六年)一頁以下、『少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明』(二〇一五年)には、一四人が名前を連ね、少年に対する処遇は、通常は本人の単に非行の軽重だけではなく、少年鑑別所や家庭裁判所調査官の科学的な判断に基づく資質上、環境上の要保護性の観点から決定されていることを強調し、適用年齢の引下げは、年長少年は類型的に精神的成熟度が低いにもかかわらず、刑事裁判で有罪を言い渡し、刑罰を科すか、あるいは軽微事犯は起訴猶予処分の対象となり、健全育成の機会を逸することを問題とする。https://sites.google.com/site/juvenilelaw2015/
- 日本弁護士連合会「少年法の適用年齢下げを語る前に」http://www.rnichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shonen_jenrei_hksage_pam_2015.pdf
- (33) 田宮ほか・前注(16)二九頁。
- (34) 中森喜彦『刑法各論第四版』(有斐閣、二〇一五年)五七頁、山口厚『刑法各論第二版』(有斐閣、二〇一〇年)九三頁等。成年擬制の本罪適用を否定し既婚未成年者も本罪を適用すべきであるとする見解として、大谷實『刑法講義各論第四版補訂版』(成文堂、二〇一五年)九五頁、西田典之『刑法各論第六版』(弘文堂、二〇一二年)七八頁、井田良『講義刑法学・各論』(有斐閣、二〇一六年)一三三頁等。
- (35) 大阪高判昭和六二年九月一八日判タ六六〇号二五一頁。
- (36) 少年犯罪被害当事者の会の武るり子氏と澤田美代子氏の各発言、全国犯罪被害者の会(あすの会)の松村恒夫氏、高橋正人弁護士、土師守氏の各発言を整理したものであり、全員の統一見解というわけではない。前注(11)資料二、二一三頁参照。土師守『淳』(新潮社、一九九八年)一七七頁以下。なお、軽微事犯については、保護処分の必要性を認めている。
- (37) なお、斎藤豊治「少年法の原点に戻って再検討を」団藤ほか『ちよつと待って少年法「改正」』(日本評論社、一九九九年)九頁以下、新倉修「被害者救済と少年法」団藤ほか『「改正」少年法を批判する』(日本評論社、二〇〇〇年)二二八頁以下、後藤弘子編『犯罪被害者と少年法』(明石書店、二〇〇五年)五二頁以下。
- (38) 藤本哲也「少年年齢の引き下げと青年(若年成人)層創設の提案」http://www.nmj.go.jp/content/001163006.pdf
- (39) 二〇一二年度から全国の検察庁において開始された試行的な取組であり、知的障害や高齢等で社会的に脆弱な被疑者・被告人を対象に、再犯防止・社会復帰支援の観点から、起訴猶予、罰金または全部執行猶予になった段階で、更生緊急保護(更生保護八五条)や保護観察付全部執行猶予(刑二五条の二)の活用だけではなく、関係機関と連携し、釈放時に福祉的なサービスに橋渡しするなどの調整を行う取組が行われている。
- (40) 前注(36)全国犯罪被害者の会の発言中、「軽微な罪を犯した者に対する保護処分を否定するものではなく、少年法適用対象年齢を一八歳未満と

しつつ、一八歳から二三歳程度までを特別の保護処分の対象とする制度を作ることがよいと思う。」との意見があった。

(41) 肯定的な立場として、吉開多一「『青年』層再考」早稲田大学社会安全政策研究紀要八号(二〇一六年)四四頁、大久保隆志「少年年齢の引下げと検察権への影響」広島法科大学院論集二三号(二〇一七年)七五頁以下。これに対し、葛野教授は「青年」層の構想に反対する。葛野尋之「高齢者と刑事手続」法学セミナー六二巻一―号(二〇一七年)二三頁以下、同「少年法適用年齢の引下げの是非と若年『成人』の刑事手続の在り方」<http://www.nnoj.go.jp/content/001200209.pdf>

IV 今後の課題

少年法の適用年齢引下げの是非について、いまだ人格形成途上にあり、精神的成熟度が必ずしも高くない一八歳、一九歳の非行少年に対しては、少年保護手続の適用を原則とすべきか、それとも刑事手続の適用を原則とすべきかが問われている。少年法は、国親思想を背景に、健全育成目的に従い、要保護性に関する科学的調査とケースワークを基準に教育的処遇を通して、非行少年の将来の再非行を防止し更生・社会復帰を図る展望的な少年の保護を目的としている。これに対し、刑事処分は、過去の犯罪行為に対して行為責任を追及し、発生させた結果の重大性に応じて応報として相応の刑罰を科す回顧的な対応である。両者は、基本的性格が異なるが、互いに排斥する関係にはなく、相補ってきた。これまで、現行少年法は、健全育成の理念を絶対的価値として位置づけ、非行少年の更生・社会復帰を図る福祉モデルをとってきた。少年法二〇条一項は、禁錮以上の罪に当たる犯罪につき刑事処分相当な場合は検察官送致の決定を下し、同条二項は一六歳以上の少年が故意に人の生命等を奪う悪質な重大事犯については原則逆送制度を導入し検察官送致により刑事処分の対象にして、犯罪少年に刑罰が科せられることを明示して、少年法が司法制度の一環として刑事政策的役割を担う刑事司法モデルを採用して、福祉モデルに修正を加えてきた。

少年法の適用年齢引下げ論の賛成論にも反対論にも、それぞれ支持しうる点と疑問点とがみられた。本稿は、この問題を被害者等の権利利益の擁護という被害者等への配慮の視点を中心に検討してきた。今次の改正問題は、二〇〇〇年改正と二〇〇八年改正と比較すると、些か間接的・部分的ではあるが、冒頭に述べたように、少年法の理念に元来存在しなかつた被害者等への配慮の視点が導入されてからは、少年法の解釈・運用に際し、健全育成の理念に反しない限りという制限付きではあるものの、被害者等への配慮の視点が要求されている⁽⁴²⁾。この制限により、若年犯罪者の権利利益の擁護と被害者等の権利利益の擁護とのバランスがとられている。これら両者の間には、相關関係がみられる。若年犯罪者の更生・社会復帰に向けた施設内・社会内処遇を充実させ自律の精神を養い、自立し自活できるように矯正され社会復帰すれば、再犯に至らず、被害者等への賠償義務の履行を促す役割を果たす。そうすると、被害者等にも、若年犯罪者の更生・社会復帰のためのプログラムや各行為者の更生プログラムに対する理解が増進し、その結果、再犯防止目的の達成度が高まることになる⁽⁴³⁾。

以上の民法上の成年年齢規定との国法上の統一性、被害者参加制度の利用、若年犯罪者の更生・社会復帰による再犯防止と被害者等の立ち直りと再被害化防止の両目的を実現する観点からみると、少年法の適用年齢引下げを行うべきであるという帰結に至る。その根拠は、第一に、既述の未成年者拐取罪の客体と主体に関する実体刑法上の解釈のアンバランスである。

第二に、被害者参加制度により、一八歳と一九歳の若年被告人に対する質問と証人尋問が可能になることである。少年犯罪の被害者等は、被害者も少年のケースが少なくなく、真実を知りたいと望む被害者等のニーズに適うことになる。もつとも、被告人がまだ精神的に未成熟な年齢層であることから、裁判官の裁量による制限が必要な場合がある。

第三に、現行法においても、殺人や傷害致死罪等の重大事犯は保護不適ということで原則逆送制度により検察官によ

り刑事裁判所へ公判請求の対象となるのであるから、原則的に成人としての刑事責任と民事責任があることを自覚させる必要がある。民事責任については、刑事収容施設で受刑し保釈後は責任を果たしたと理解する犯罪者が少なくないといわれる。なるほど国家との関係で受刑により刑事責任は果たしているが、しかし被害者等との関係では賠償責任が別途存在し、釈放後も残る。ところで、二〇〇六年に導入された損害賠償命令制度は、被害者等の請求があった場合に、刑事裁判において有罪となった被告人に対し、刑事裁判官が続いて数回の公判を開いて損害賠償の命令を言い渡す制度である。被害者等が別途民事訴訟を起こすよりも簡易迅速な賠償制度として導入された。⁴⁴ところが、裁判所が同命令を言い渡しても、被告人に資力がないなどの理由で、被害者等は債務名義を得るだけであり、同制度は実効性がなく画餅に帰している結果、被害者等の不満が少なくない。そこで、一八歳と一九歳の被告人の損害賠償義務は民事責任として刑の執行後も履行させる必要がある。ただ、殺人罪等の重大事犯の場合は、死刑の言渡しを受けた場合はむろん、無期の減刑の上限の一五年、有期の上限の一〇年(少五二、五一条)、刑事収容施設に拘禁されている場合は損害賠償義務の履行が容易ではないため、別途方策が必要であろう。一方、一八歳と一九歳の刑事責任については、精神的未熟の点を考慮し、特有の対応が必要である。上限を何歳にするかは検討の余地があるが、二〇歳に限定する必要はなく、既述のように、少年刑務所の収容者の年齢上限である二六歳未満でもよいであろう。こうして、一八歳の誕生日をもって法律的には「成人」となるが、いまだ人格形成期にあり可塑性に富んでいる一八歳以上二六歳未満の年齢の範囲内の「若年成人」に対しては、改善更生や再犯防止に資する刑事政策的考慮から、その特性に応じた矯正処遇を施すことが肝要であろう。被疑者が成人である以上、警察から送検されて以降は、検察官が当該被疑者の取調べや公判前整理手続を行い、公判請求に備える段階で、起訴不起訴の判断、起訴猶予等の判断を行い、決定する。

「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた」重罪のケースについては、犯情が悪い場合と結果は重大でも酌むべき

事情がある場合がある。前者については、被害感情や社会秩序の維持等を考慮して行為責任に基づく刑事処分相当と判断され、応報的な刑罰の対象となることを肯定せざるを得ない⁴⁵。これに対し後者については、情状酌量の余地があり得る場合、減刑対象になり得るし、軽微事犯では、初犯の場合約半数が起訴猶予処分を言い渡されている。適用年齢切下げ反対論は、上述のように、その結果、起訴猶予処分者やぐ犯少年等が保護処分を受けられず、更生・社会復帰できず再犯防止の観点からも疑問だとする。これに対し、「青年」層構想提案は、軽微事犯やぐ犯事由を惹起した「青年」層には少年法を適用して保護処分を加えればよいと反論した。しかし、成人を保護処分に付しえないことは先述した。そこで、若年被疑者に対して、検察官は、起訴前の段階で起訴猶予処分に付するか否かを決定する際に、既述のように、障害を有するあるいは高齢の被疑者に対する「入り口」支援を若年被疑者にも適用すべきであろう⁴⁶。これは、罰金刑を言い渡されたケースにもあてはまる。「入り口」支援は、更生緊急保護（更生八五条一項五号）を利用し、福祉機関等の関係機関と連携して、相談・指導等を通して、改善更生を図ることを狙いとする。被疑者の同意が必要であろうが、改善更生のために特段の必要性があるときは同意なしに、実行可能である。一方、検察官が起訴相当と判断し公判において実刑が言い渡され、若年成人の被告人が少年刑務所へ収容された場合には、現行の少年刑務所を含め、刑事収容施設の抜本的制度改革が必要であろう。とりわけ、現行の懲役刑・禁錮刑の区分を廃止し、自由刑を一本化すべきである。若年者の能力・適性に応じて処遇して自律の精神を養い、改善更生し社会復帰後、自立した生活を営めるよう職業訓練を行い、被害者等へ賠償義務を果たせるように、施設内処遇においては、若年受刑者の特性に応じた教育・職業訓練体制の構築が必要である。

社会内処遇のあり方については、裁判官が刑の執行猶予を言い渡す際に、保護観察付き刑の全部執行猶予の猶予期間中に行った再犯には現行法上適用できないことから、再犯に適用可能にする法改正とともに、出所者に対する就労先や

居住先の安定確保に向けた支援を通して自立した生活を維持できるようにする方策の検討が求められる。

以上述べたことは、成人の刑事収容施設における施設内処遇と仮釈放後の社会内処遇にも基本的にあてはまる。少年法の解釈・適用に際しては、少年の健全育成を基本理念として非行少年に対する保護処分を本旨として改善更生・社会復帰・再犯防止を目的として非行少年の権利利益の擁護と、被害者等が非行少年から受けた犯罪被害から立ち直り、再被害化を防止し、再び普通の生活を取り戻すためには、被害感情、意見聴取、審判傍聴等の少年法、刑事訴訟法等における手続上の権利利益の擁護は、等しく併せ充たす必要がある。こうした観点から、若年成人を含め、犯罪者処遇のあり方は、相当思い切った改革が必要であらう。

(42) 少年法の改正問題の検討にあたり、刑事政策上、再犯防止よりも被害者等への配慮が最も重要であるとするものとして、吉開・前注(40)四二頁。

(43) 奥村正雄「犯罪被害者に対する損害回復・経済的支援策」『山中敬一先生古稀記念論文集「下巻」』(二〇一七年)五四五頁。

(44) 二〇一六年四月から開始された第三次基本計画においては、加害者の損害賠償責任が履行される仕組みを作るべく、実態調査が行われる。

(45) 人格の可塑性に富む少年に対しては保護主義が妥当とする立場からも、「社会の法的感情を全く無視しては犯罪に対する責任の償いはない。」とし、少年が重罪を犯した場合に刑罰を科すべきことを肯定するものとして、井上正治「少年法における保護主義と刑罰主義」ジュリスト三五三三号(一九九六年)三五頁。

(46) 検察庁による「人口支援」における訴追判断について、吉開多一「検察官の訴追判断に関する一考察」国士館法学四八号(二〇一五年)七七頁以下。

(47) 仮釈放後の矯正・保護と再犯防止についての注目すべき総合的研究として、太田達也『仮釈放の理論』(慶應義塾大学出版会、二〇一七年)がある。

(48) 少年法は、犯罪対策の要請にも応ざるを得ない以上、保護処分の選択に際し、被害感情に配慮が必要とするものとして、廣瀬健二「少年法改正の意義と展望」立教法務研究一号(二〇〇八年)一六一頁。

〔付記〕本稿は、科研費平成二九年度基盤研究(c)「精神障害に起因する犯罪の被害者支援と加害者の再犯防止」に係る研究の一環である。